

平成25年9月18日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 香 川 徹 也

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 馬 渡 直 史

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、9月13日に司法研修所において、平成25年度特別研究会（第7回、再被害防止への配慮と犯罪事実の特定）が実施されたところですが、研究会後に、同研修所から報道機関各社に対し、同研究会での議論の概要をまとめた別紙のメモが配布されましたので、参考までにお知らせします。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所事務局長からお知らせください。

敬 具

(別紙)

9月13日に実施された特別研究会について(メモ)

- 本研究会では、再被害防止への配慮が必要とされる事件の起訴状等における被害者の特定の問題と、起訴状に被害者の実名を記載しないまま公判手続を進行させる場合の問題点等について、議論を行った。その概要は、次のとおりである。
- 起訴状には原則として被害者の実名を記載すべきであるが、再被害のおそれが高いような例外的な場合に、実名以外の記載をする必要性が高くなること自体には全く異論がなかった。
- 次いで、実名を被告人に知らせるべきでないと考えられる事件において、起訴状だけでなく、訴訟手続全体の中で、それをどのように実現していくのか、現行法制上の問題は何かという点について、活発に議論が行われた。被告人には実名を知らせるべきでないと考えられる事案であっても、被告人の防御の観点から、弁護人には被害者の実名を知らせる必要があるし、証拠上も実名が明らかになることが望ましいという意見で一致した。また、証拠によって実名が明らかとなった場合には、判決にも実名を記載するほうが望ましいということにも異論はなかった。
- そうすると、起訴状に実名が記載されないだけでなく、その後の手続においても被告人に実名が伝わらないことが確保されないと、被害者保護の実効性がないが、刑法299条の3や46条などの規定では、そのことが完全に担保されているとはいえないという懸念も示された。
- 以上のように、本件は、起訴状への公訴事実の記載の範囲にとどまらない広がりのある問題であり、そうした点について、検察官、弁護人との間で十分に意思疎通が図られているとはいえないのではないかという意見が出された。
- ついては、実名以外の記載方法を用いて被害者を表示した起訴状が提出された場合には、検察官が当該事案でどのような検討や基準の下に起訴を行ったのか、証拠調べはどのように行う予定なのか、仮に起訴状において実名を隠すことができても、証拠調べにおいて実名が被告人に伝わらないことについて、どのような実効的措置を考えているのかなどについて、公訴維持の責任を負っている検察官に求釈明し、弁護人に対しても検察官の釈明を踏まえて意見を求めていくべきであるとの意見が大勢であった。
- なお、逮捕状、勾留状等の被疑事実についても議論され、起訴状の場合と同様、必要性の有無をきちんと請求者に確認していく必要があるとの意見で異論がなかった。
- 今後は、参加した研究員が、議論の結果を各庁に持ち帰って報告し、それを基に、各庁において議論が深められていくことになる。